

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
〔 令 和 6 年 12 月 17 日 〕
〔 6 水 港 第 1771 号 〕

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3－1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3－2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

1-7-(2) ア 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業

(1) 事業の目的

令和6年6月26日に公布された漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）により新たに義務付けられる太平洋クロマグロに関する情報伝達等を円滑に行えるようにするために、関係する漁協等が伝達事項を簡便・迅速に伝達することを可能とするための電子システムの構築等を進める。

(2) 事業の内容

県域・広域電子化推進支援事業

以下ア～エの事業を行うとともに、その事業に必要な事務を行う。

ア 県域・広域事業計画策定

県域・広域単位での産地市場等の電子化に関する事業計画（以下「県域・広域事業計画」という。）を策定し、別記様式第1号により水産庁長官の承認を受けるものとする。また、承認された県域・広域事業計画の内容について変更を行おうとするときは、別記様式第2号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

イ 事業実施計画策定指導

事業実施機関ごとに策定される「事業実施計画」の策定への指導を行う。

ウ 審査委員会等の設置・運営

アの県域・広域事業計画に基づき、本事業の助成対象となる事業実施機関の基準の策定及び当該基準に基づく審査を行う学識経験者、有識者、専門家等からなる審査委員会等の設置・運営等を行う。

エ 県域・広域電子化推進支援

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）に規定する漁獲番号等の伝達を円滑に実施するため、県域又は広域全体の産地市場等に対して、関連するシステムの改修等について支援を行う。

(3) 事業実施主体等

ア 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者とする。

イ 事業実施機関

漁業協同組合連合会、漁業協同組合等の水産物に関する産地市場等を運営する者（委託販売を行う漁業協同組合等も含む。以下「漁協等」という。）とする。

(4) 事業実施計画の承認

ア 県域・広域での電子化推進支援事業を行う事業実施機関において、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出する。

イ 事業実施主体は、県域・広域での電子化推進支援事業を行う事業実施機関が作成した事業実施計画と事業計画、各事業計画との整合性を確認の上、内容が適当である場合は承認するものとする。

ウ 承認された事業実施計画のうち、事業内容の変更及び助成金総額の増額（消費税増額は除く）を行おうとする場合は、県域・広域での電子化推進支援事業を行う事業実施機関において、別記様式第4号により、ア及びイに準じて承認を受けるものとする。

(5) 助成金の交付申請

ア (4)の承認を受けた上で、事業に要する経費について交付を受けようとする場合は、県域・広域での電子化推進支援事業を行う事業実施機関において、別記様式第5号により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。

イ 事業実施主体は、アの交付申請書の内容が適当であると認められる場合は、予算額の範囲内において事業に要する経費を交付することができる。なお、事業実施主体は、交付決定に際し、事業実施に当たり事業実施機関が遵守すべき条件を付することができるものとする。

ウ アに定める交付申請書の提出期限は、事業実施主体が別に通知する日までとする。

(6) 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で事業実施に必要な経費について、次に定めるところにより支払うものとする。

ア 交付決定を受けた事業実施機関が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、県域・広域での電子化推進支援事業を行う事業実施機関において、別記様式第6号の概算払請求書を事業実施主体に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、アの概算払請求書の提出があった場合、審査の上、適当であると認められる場合は助成金の支払いを行うものとする。

ウ 事業実施機関は、事業終了後、事業実施主体に実績報告書（精算払込み）を提出するものとする。

エ 事業実施主体は、ウの実績報告書の提出があった場合、事業の完了を確認した上で助成金の額を確定し、通知したのちに助成金の支払いを行うものとする。

オ 事業実施主体は、事業実施機関に支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

カ オの返還期限は、事業実施主体が事業実施機関にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

(7) 補助率

事業実施主体は、(2)の経費については別表に定める補助率を乗じた額を助成金として交付するものとする。

(8) 事業実績の報告

事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、県域・広域での電子化推進支援事業を行う事業実施機関において、別記様式第7号により事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(9) その他

この事業の実施に当たり必要な事項は別に定めるものとする。

(別表)

区分	補助対象経費及び補助上限額	補助率
県域・広域電子化推進支援事業費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他 (2)の目的達成のために要する経費に限る。	定額

第4 交付等要綱第31の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合とする。

第5 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、本通知の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本通知の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本通知に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（平成22年3月26日水港第2597号）

- 1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
- (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
- (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
- (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
- (5) 国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
- (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
- (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
- (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
- (9) 漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
- (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
- (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
- (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
- (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
- (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
- (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
- (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
- (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
- (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
- (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
- (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
- (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）
- (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
- (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
- (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
- (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
- (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
- (27) 魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
- (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
- (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）

(30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について(昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知)

(31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について(平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知)

- 2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

附 則 (平成23年3月31日22水港第2463号)

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成24年4月6日23水港第2882号)

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成24年8月1日24水港第1709号)

この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日24水港第2426号)

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日24水港第2886号)

この改正は、平成25年2月26日から施行する。

附 則 (平成25年5月16日25水港第190号)

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成24年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日ロ漁業協力資金及び日ロ漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
- 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成24年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとするとともに、平成25年1月初日から平成25年3月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。
- 5 次に掲げる運用通知(以下この項目において「旧運用」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について(平成17年4月1日付け16水漁第2543号水産庁長官通知)
 - (2) 漁業経営基盤強化推進事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第2964号水産庁長官通知)
 - (3) 漁業資金融通円滑化事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第2975号水産庁長官通知)

附 則 (平成25年6月7日25水港第758号)

この改正は、平成25年6月7日から施行する。

附 則 (平成25年10月3日25水港第1966号)

この改正は、平成25年10月3日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日25水港第2655号)

- 1 この改正は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 平成25年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日 25 水港第 3059 号）

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成15年1月30日付け14水漁第2319号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日 26 水港第 3238 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日 26 水港第 4030 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 1 月 20 日 27 水港第 2626 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 平成 27 年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日 27 水港第 3193 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 9 日 28 水港第 706 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日 28 水港第 806 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日 28 水港第 1894 号）

この改正は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日 28 水港第 2194 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 水港第 3341 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 28 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日 29 水港第 2596 号）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 29 水港第 3258 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2340 号）
この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

- 附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3221 号）
- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
 - 3 次に掲げる運用通知等（以下「旧通知等」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知等の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によるものとする。
 - （1）漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和 51 年 6 月 1 日付け 51 水漁第 2900 号水産庁長官通知）
 - （2）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2456 号水産庁長官通知）
 - （3）資金供給に関する基本契約書（例）（平成 7 年 7 月 18 日付け 7 水漁第 2586 号水産庁長官通知）

附 則（平成 31 年 4 月 25 日付け 31 水港第 397 号）
この通知は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 1 日付け元水漁第 573 号）
この通知は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日付け元水港第 1223 号）
この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 15 日付け元水港第 1302 号）
この通知は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

- 附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1696 号）
- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

- 附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1778 号）
- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 水港第 179 号）
この通知は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 9 日付け 2 水港第 884 号）
この通知は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日付け 2 水港第 890 号）
この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

- 附 則（令和 2 年 12 月 24 日付け 2 水港第 2049 号）
- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
 - 2 この通知の施行前に、人材確保支援事業について、事業実施主体から経営体に対して交付決定された場合については、この通知による改正後の水産業労働力確保緊急支援事業のうち（5）ア（イ）d の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 水港第 2109 号）
- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
 - 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に

より使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和3年3月31日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2280号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年6月29日付け3水港第1116号）

この通知は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月20日付け3水港第2046号）

この改正は、令和3年12月20日から施行する。

附 則（令和4年3月29日付け3水港第2965号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日付け4水港第347号）

この通知は、令和4年4月26日から施行する。

附 則（令和4年6月27日付け4水港第893号）

この通知は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月16日付け4水港第1869号）

この通知は、令和4年11月16日から施行する。

附 則（令和4年12月2日付け4水港第2030号）

この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則（令和5年1月17日付け4水港第2235号）

この通知は、令和5年1月17日から施行する。

附 則（令和5年3月28日付け4水港第2909号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和4年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月12日付け5水港第1436号）

この通知は、令和5年9月12日から施行する。

附 則（令和5年11月29日付け5水港第1963号）

この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則（令和6年1月25日付け5水港第2403号）

この通知は、令和6年1月25日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 水港第 2989 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和 5 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 25 日付け 6 水港第 138 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 漁業復興担い手確保支援事業に係る規定については、令和 6 年能登半島地震（令和 6 年 1 月 1 日）により発生した被害に対する令和 6 年 4 月 1 日以降の研修について適用する。

附 則（令和 6 年 6 月 27 日付け 6 水港第 948 号）

この通知は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 17 日付け 6 水港第 1771 号）

この通知は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。

別記参考様式第1号（第2第1項関係）

〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第5第1項の規定に基づき、提出する。

記

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

第1 事業の目的

第2 事業の内容

（注）備考欄には、積算基礎を入れること。

〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施変更計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第5第2項の規定に基づき、提出する。

記

第1 変更の目的

第2 変更の内容

（事業実施計画書に準じて作成し、変更前を上段括弧書きに変更後を下段に記載すること）

別記参考様式第3－1号（第2第3項関係）

〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業に係る特許権等の放棄の協議

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に関して、特許権等を放棄したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 放棄の理由

〇〇年度〇〇〇事業に係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業で取得した特許権等を譲渡（又は放棄）したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 相手先及び条件（譲渡の場合）
- 6 放棄の理由（放棄の場合）

(1-7-(2)ア 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業)

別記様式第1号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業について、下記のとおり事業計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-7-(2)アの(2)のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

第1 県域単位における産地市場電子化方針

△△△・・・

第2 事業内容

△△△・・・

第3 助成対象となる漁協等の採択基準の方針

△△△・・・

第4 審査委員会の運営方針

△△△・・・

別記様式第2号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名

〇年〇月〇日付け〇水漁第〇〇号に基づき承認を受けた事業計画について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-7-(2)アの(2)のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみに添付すること。

別記様式第3号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)

〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名

代表者 氏 名

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-7-(2)アの(4)のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

第1 実施事業名

特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業

第2 事業の目的

△△△・・・

第3 事業の内容

ア 事業内容

△△△・・・

イ 県域・広域電子化計画（又は実績）

実施場所	改修内容	改修数	改修時期	備 考

第4 県下の産地市場概要

産地市場等の箇所数	
システム改修を行う産地市場等名 (すべてを記入)	
産地市場等の住所 (すべてを記入)	
システム改修等の内容	
対象水産物の前年取扱量 (県域の合計数)	

第5 県域・広域電子化プラン（今後の目標等を定量的に記載）

--

第6 事業に必要な経費配分 (単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		助成金	自己負担金	
県域・広域電子化推進支援事業費				
計				

(注) 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

第7 添付資料
経費についての詳細な資料等

別記様式第4号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で交付決定通知があった〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1－7－（2）アの（4）のウの規定に基づき、承認願いたい。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第3号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第5号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり、特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の1-7-(2)アの(5)のアの規定に基づき、金 〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

第1 実施事業名
特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業

第2 事業の目的
△△△…

第3 事業の内容
ア 事業内容
△△△…

イ 県域・広域電子化計画(又は実績)

実施場所	改修内容	改修数	改修時期	備 考

第4 事業に必要な経費配分 (単位:円)

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負 担 区 分		備 考
		助成金	自己負担金	
県域・広域電子化推進支援事業費				
計				

(注) 1 備考欄には、計上している経費の費目名を全て記載すること。

2 実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

第5 事業完了予定年月日(又は完了年月日)

第6 添付資料

別記様式第6号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で助成金の交付決定通知があった〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 1－7－（2）アの（6）のアの規定に基づき、
金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記								
区 分	補助事業に 要する経費	助成金	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合 計								

別記様式第 7 号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で補助金の交付決定通知があった〇〇年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 1－7－（2）アの（8）の規定に基づき、報告する。
なお、併せて助成金の精算額金 円の交付を請求する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第 6 号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。